

一般社団法人日本口蓋裂学会 IT・広報委員会 活動の目的

(主たる役割)

日本口蓋裂学会において、学会ホームページを通して、学会員のみならず国民に対して口唇口蓋裂治療を中心とした本学会の活動の情報を広報するとともに、Internet Technology もしくは Information Technology (以下、IT) による情報提供活動の積極的推進を行い、本学会が円滑に運営され、さらなる学術的、社会的発展を実現することを目的とする。

(活動内容)

- (1) 学会ホームページの運営・管理を通じた、会員ならびに一般国民への学会活動の周知
- (2) 学術集会の演題募集に関して、開催校と UMIN との橋渡し
- (3) 学会員に対するメールマガジンを活用した広報活動の管理
- (4) その他 IT に関連した学会活動の検討

一般社団法人日本口蓋裂学会 IT・広報委員会規則

(目的)

第1条 学会ホームページを通して、学会員のみならず国民に対して口唇裂・口蓋裂治療を中心とした本学会の活動の情報を広報するとともに、IT による情報提供活動の積極的推進を行い、本学会が円滑に運営され、さらなる学術的、社会的発展を実現することを目的とし、IT・広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に挙げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1 名 (理事長がこれを指名する)
- (2) 必要に応じ副委員長 1 名 (委員長がこれを指名する)
- (3) 委員長が指名した委員

委員の総数は 5 名以上とする。

(任期等)

第3条 委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる事項について審議・助言を与える。

- (1) 学会ホームページの運営・管理に関する案件
- (2) 学術集会の演題募集についての開催校と UMIN との連絡の仲介
- (3) 学会員に対するメールマガジンなどを活用した広報活動の管理
- (4) その他学会活動における IT 関連の活動に関する案件

第5条 委員会は、委任状を含め、委員の 1/2 以上の出席を要する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の開催回数は年間最低 1 回とする。

(規則の改正)

第6条 この規則の改正は、委員が発議し過半数の賛成をもって議決する。

第7条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和 7 年 6 月 3 日から施行する。